○美祢市有線テレビ放送番組審議会規則

平成20年3月21日

規則第20号

（趣旨）

第１条　この規則は、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第15号）第12条第2項の規定に基づき、美祢市有線テレビ放送番組審議会（以下「審議会」という。）の組織、任務その他必要な事項について定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査及び審議を行い市長に答申する。

(1)　自主放送番組基準の策定及びその変更に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、放送番組の適正化を図るために必要な事項

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　各種団体の代表

(2)　学識経験を有する者

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

３　補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、任期満了した場合であっても、後任委員が任命されるまでは、委員の職にあるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって決める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、デジタル推進部デジタル推進課において処理する。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

附　則（平成23年規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成24年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年規則第23号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和3年規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。